

岸和田市農業委員会
第29回（令和7年11月）総会議事録

1 日 時 令和7年11月10日（月） 午後1時30分～午後2時00分

2 場 所 営農センター 2階 研修室

3 議案（その1）

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第4号 事業計画変更申請承認について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定
について

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 11名（定数14名）

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
〃	3番	楠本 忠雄	〃	4番	米本 巧
〃	5番	大嶋 浩一	〃	6番	原 世志之
〃	7番	南 加代子	〃	8番	塚本 敏雄
〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	谷藤 栄一
〃	11番	坂田 正行	〃	12番	今本 一成
〃	13番	西村 孝昭	〃	14番	東 昭夫

出席推進委員 11名（定数12名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
〃	3 番	永野 六博	〃	4 番	黒川 晴之
〃	5 番	藪 清仁	〃	6 番	川阪 清秋
〃	7 番	深井 正清	〃	8 番	植田 善三
〃	9 番	植田 功	〃	10 番	上野 仁
〃	11 番	田中 唯夫	〃	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

米本 巧委員、原 世志之委員、南 加代子委員、永野 六博推進委員、

8 出席事務局職員

寺本事務局長、和田参事、岡担当

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 29 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

 農業委員 14 名の内 11 名、推進委員 12 名の内 11 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

 13 番 西村委員、14 番 東委員にお願い申し上げます。

 それでは、議案の審議に入ります。

 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

 議案書（その 1）1 ページをお願い致します。

 本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。

 設定する利用権ですが、1 ページの一覧表のとおり 1 件で、設定する利用権は賃借権となっており、期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間までとなっております。

 事前に行われた、(山直上) 地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

 只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 1 号 1 番の農地について、山直上地区協議会から審査の結果を報告願います。

山直上地区協議会　それでは、山直上地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月5日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長　（山直上）地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員　なし

議長　質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決しましてご異議ございませんか。

委員　異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局　上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、農地法第4条の規定による所有者自らが農地を農地以外の用途にするための転用の許可申請が一覧表のとおり1件でございます。1番は駐車場として転用し、隣接する輸入車・国産車買取販売業の取扱商品（車）の規模拡大により露天駐車場として賃借するものであり、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、農地区分については、水管・下水道管・ガス管のうち2種類以上が埋設された幅員4m以上の沿道にあり、概ね500m以内に公民館・診療所があるため、第3種農地と判断しています。

この件につきまして、事前に行われた（山直上）地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審査の結果を報告願います。

議案第2号1番について、山直上地区協議会から審査の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月5日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 (山直上)地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することと決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書(その1)3ページをお願いいたします。

本件は、農地法第5条の規定による農地を農地以外の用途にするための転用の許可申請が一覧表のとおり1件でございます。1番は、現在の借家が子どもの成長とともに手狭になり、実家に近い申請地を父より使用貸借し、分家住宅として転用するものであり、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しています。

事務局　この件につきまして、事前に行われた（有真香）地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議　長　説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委　員　なし

議　長　質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。

議案第3号1番について、有真香地区協議会から審査の結果を報告願います。

有真香地区協議会　それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

会長　本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議　長　（有真香）地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委　員　なし

議　長　質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決しましてご異議ございませんか。

委　員　異議なし

議　長　異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することと決しました。

次に、議案第4号「事業計画変更申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました議案第4号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）の4ページをお願いいたします。

本件は、建設用土石採取及び採取した土地に対する土壌改良の期間を延長する事業計画変更であり、延長する期間は許可日から令和10年1月26日まででございます。

申請地付近一帯は、平成15年度から賃借人が建設用土石の採取事業を継続して行っておりますが、土石の未採取部分を残したまま、令和8年1月26日に許可期限を迎えることとなります。

申請地を将来にわたり農地として利用するためには土壌改良が必要であるため、賃借人と賃貸人との間には、土石の採取完了後、土壌改良を行った上で農地として原状回復する契約書が交わされております。

この件について内容を慎重に審査した結果、事業計画変更はやむを得ないものと報告を受けております。

以上でございます。

議長

議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

異議なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、議案第4号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審査の結果を報告願います。

東葛城・

山滝地区協議会
それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

協議会

本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協山滝支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認することに異議ないものと決しました。

長

以上でございます。

議長

東葛城・山滝地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員

異議なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、議案第4号は原案のとおり承認するものと決しましてご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認するものと決しました。

次に、議案第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第5号についてご説明致します。
議案書(その1)5ページをお願い致します。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、5ページの一覧表のとおり2件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。まず、議案第5号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第5号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる11月4日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第5号2番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第5号2番の農地に対する審査の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる11月7日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第6号についてご説明致します。

議案書（その1）6ページをお願い致します。

本件は、令和6年度に策定されました地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について、地域農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会に意見を求められたもので、6ページの一覧表のとおり3件でございます。計画変更の理由は隣接している鉄工所の事業拡大による駐車場への転用となっております。

事前に行われた（東葛城・山滝）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、市が地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更を行うことについて意義ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。

議案第6号1番から3番の農地について、（東葛城・山滝）地区協議会から審査の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第6号1番から3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる11月6日、いずみの農協山滝支店において慎重に審査した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

以上でございます。

議長 (東葛城・山滝) 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり異議ないものとして答申することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

次に、議案書(その2)専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書(その2)報告第1号についてご説明致します。

議案書(その2) 1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和7年9月21日から令和7年10月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願い致します。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和7年9月21日から9月30日までに届出がなされ、10月6日に専決処分を行なった内容が2件、4ページの一覧表のとおり、令和7年10月1日から10月10日までに届出がなされ、10月15日に専決処分を行なった内容が3件、5ページの一覧表のとおり、令和7年10月11日から10月20日までに届出がなされ、10月27日に専決処分を行なった内容が2件でございます。

6ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、7ページの一覧表のとおり、令和7年10月1日から10月10日までに届出がなされ、10月15日に専決処分を行なった所有権移転が2件、8ページの一覧表のとおり、令和7年10月11日から10月20日までに届出がなされ、10月27日に専決処分を行なった所有権移転が2件でございます。

事務局 以上、専決処分報告第1号・第2号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その2）専決処分の報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第29回総会の議事を終了いたします。

令和7年11月10日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 西 村 孝 昭

委 員 東 昭 夫